

**○笠井委員**

日本共産党の笠井亮です。先ほどの議論で、大臣から私の名前も出ましたが、理解しがたい部分がありますが、それはまた改めて議論させていただきたいと思っております。

本題に入りますが、これまでの質疑の中でも若干ありましたが、日本と東南アジア諸国連合、ASEANは去る五月四日に、ブルネイでの経済大臣の会合で、交渉中の経済連携協定、EPAの柱になる物の貿易自由化で大筋合意した。報道によりますと、日本は輸入額の九二%、ASEANは九〇%で関税を撤廃する、そして、関税を撤廃するまでの期限は協定発効から十年ということで、大臣、先ほど触れられましたが、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーについてはいわゆる後発国ということで、四カ国については最大五年の延長を認める方向で調整しているということでもあります。

そこで大臣に伺いたいんですが、日本はASEANとの間で、どのような方向でといいますか、大枠なんですか、何を重点にして、ともに繁栄をするということを目指していくのか。双方にとってのEPAのメリットというのは何だというふうにお考えか伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

**◆麻生国務大臣**

今四カ国と他の六カ国とを分けてというお話でしたので、それを前提にさせていただいた上で、このASEAN十カ国というのは、日本にとりまして地理的にも近いし、極めて大きな相手なんです。日本にとりましては、いわゆる域内で、その枠内でやらせていただいておりますいろいろな産業、仕事、工場をつくる、そうすると、でき上がった製品を域内から域内に移すときに、いわゆる関税がかかる、日本製品だからということが、結果的には日本の国際競争力というか、域内競争力を落とす。それが今回、こういった形で一応撤廃されるというようなことになりますと、これは産品、物品に関してですけれども、極めて大きなメリットがあるだろうと思っております。

それから、日本がそういったメリットを受けるに際して、相手側も当然何らかのものがなきゃおかしいんですが、これは笠井先生、日本の場合は、そこに工場をつくりますと、単に資本を投下し、人を出し、技術を移転するという、これは世界じゅう皆ほぼ同じことをやるんですが、何でASEANだけ、アジアだけこんなに経済が発展したのかというのは、やはり私は、ヨーロッパとかアメリカと違って、日本の場合は、現地に行って、現場に行って働いて、みんなと一緒に働いてみせたというところが物すごく大きかったんだと思っております。

したがって、日本人の、ああいうぐあいに現場でやるんだという労働に関する哲学、美学というものが浸透していった。あのインドの地下鉄を前に例に引かせていただきましたけれども、あれは一つの例ですけれども、ああいう形のもは、ああ、こういうぐあいにしてというのがやはり実感として体現されていったところは、ASEAN側にとっては大きかった。これはよくいろいろ言われるところでもありますので、向こう側の人は、こっち側はこんなことをしたのがよかったんじゃないかと思っておりましたけれども、受け取り方は違って、いや、日本人の働き方が我々にとって最大の輸出だった、彼らにとっては輸入だったということと言われたのが私、非常に印象的だったんです。

そういった意味では、今回、物品が中心になってFTAということになりましたけれども、VMLC、ラオス、ミャンマー、ベトナム、カンボジア等々が上がってきた段階におきまして、これが将来EPAまで行くような形になれば、私どもとしては、さらなる発展につながっていくのではないかと、双方にとりまして。

**○笠井委員**

私も何度かASEAN諸国を訪問しまして、日本とASEANの政治経済の交流というのが相互依存的に活発になっていることを実感いたしております。一般論として、EPAを締結した利益というのは双方の国のあらゆる産業分野と国民にもたらされるのがベストだというふうに思うんですけれども、現実はなかなかそう簡単にうまくいかないというのが難しい問題だというふうに思います。

日本とASEAN諸国との貿易収支でいいますと、大まかに言って、我が国の鉱工業製品が大幅な輸出超過ということで、農林水産物は圧倒的な輸入超過という関係になっているというのが現状で、この

もとで日本が農林水産物や畜産品とともに食品加工品や軽工業品などの譲許をすると、圧倒的な多数の零細企業などが地域経済を支えている現状をも崩してしまうことになりかねないという識者の指摘も根強くあるわけであります。

我が国も、E P A締結による有利な産業分野と不利な産業分野についてあるわけで、そういう点では、相当な目配りをして、そして必要に応じて手当てをしていくということは、これはどうしても一層大事になってくるというふうに思うんですが、大臣、この点はいかがでしょうか。

#### ◆麻生国務大臣

全くおっしゃるとおりだと思いますので、私も、そここのところは、これを一律にやるのは危険、しかも急激にやるのは危険と思っております。時間をかけてある程度やっていかねばならぬというものであって、それでもできないところがありますので、そういったところは、ある程度別の方法、手当てというものがいろいろあると思うんですけども、その手当ては別途考えてしかるべきものだ、私自身はそう思います。

#### ○笠井委員

具体的な問題といたしますか、少しお聞きをしたいと思えます。

日本とタイのE P Aの五年後の再協議品目というのがありまして、その中には、砂糖、でん粉、豚肉、ピーマン、キハダマグロなど、いわば日本の食卓になじみの深い品目が多いわけでありまして。五年後には日本・A S E A Nの経済連携協定が実際にはできているということも想定されるわけですが、これは農水省で結構ですが、五年後の日本とタイのE P Aの見直しについて、もちろんそのときの状況といたしますか、農産物の貿易の状況にもよるとは思うんですけども、日本側の再協議品目の一部は譲許するというのも当然理屈の上では考えられると思うんですけども、その点についてはどういうふうに見解をお持ちでしょうか。

#### ◆笹谷政府参考人

お答え申し上げます。

今先生御指摘のとおり、今回のタイとのE P A交渉の結果、豚肉、砂糖、合板等の品目につきましては、協定発効後五年目に再協議を行うということになっております。

再協議の結果につきましてどのような取り扱いとなるかは、まさに先生がおっしゃりましたように、そのときの各般の状況を踏まえながらのタイ側との交渉によることになるというふうに理解をしております。

#### ○笠井委員

もう一点、農水省に伺います。

チリやタイの農林畜産業のコストの問題なんですけれども、チリ産の例えば豚肉の生産コストの指標というのは日本の半分以下、タイは十分の一というふうに指摘する資料もございます。日本と生産コストが大きくかけ離れているということが容易に予測できるわけですが、農産物の貿易関税の段階的あるいは即時撤廃という状況の中で、日本側の努力によってこの生産コストの差が縮まることができるというふうにお考えなのかどうか、その辺はどういうふうに見ていらっしゃるか、伺いたいと思えます。

#### ◆佐久間政府参考人

お尋ねのチリやタイとの農産物の生産コストの格差という問題でございますけれども、まず、全体としまして、我が国におきます食料供給コスト、これへ向けての取り組みの状況でございますが、農林水産省におきましては、二十一世紀新農政二〇〇七等に基づきまして、食料供給コストを五年で二割削減するという目標を、コスト低減に取り組んでいるところでございます。

生産コスト面につきましては、担い手の規模拡大等を推進するための農地の集積、省力、低コスト技術の開発普及、低価格資材の供給と効率利用、こういったようなことを推進することによりまして、コスト低減に取り組んでまいりたいと考えております。

また、コスト以外にも農産物の競争力に影響を与えるような要素がございます。コスト低減に加えまして、消費者や実需者の求めるニーズに対応しました我が国の農産物の長所でございます品質、これを

さらに高める取り組みも重要と考えております。

これらの取り組みを有機的に結びつけまして、我が国の農産物の競争力向上に努めてまいりたいと考えております。

#### ○笠井委員

コストについて言いますと、しばしば日本とほかの国とのこれが比較をされるわけですが、圧倒的な格差というのを埋めることができることをいけば前提にして進められていること自体は、問題があるというふうに言わなければならないと思います。

次に、人の移動の問題でありますけれども、これは外務省になりますでしょうか。

日本とタイのEPAでは、介護福祉士とスパセラピストが継続協議になりました。他方で、既に締結をされました日本とフィリピンのEPAでは、この介護福祉士については条件つき受け入れを認めているわけであります。

こうした状況を考えますと、近い将来ということになります。タイ側から介護福祉士についても受け入れの要求があれば、これは交渉のルールから見て受け入れざるを得ないということになり得るのではないかとこのように思うんですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。いかがですか。

#### ◆小田部政府参考人

先生から御指摘いただきましたように、日・タイのEPAにおきましては、介護福祉士につきまして、本件協定発効後二年以内にその受け入れの可能性について結論に達することを目的として交渉を開始するというようになっております。

まだ交渉を開始しておりませんが、交渉の展開次第では、先生のおっしゃったようなこともあり得ることと思っております。

#### ○笠井委員

これまで日本とEPAを締結したシンガポール、マレーシア、フィリピン、メキシコの附属書と、それから今審議しているチリ、タイの附属書を、農林畜産物、水産品目に限って見てみますと、一つの共通点というのがいわば浮かび上がってくるのではないかとこのように思います。

それは、もちろんそれぞれのEPAの特徴、特色はあるんですけれども、大まかに見た日本側の譲許品目というのは、熱帯果実の連続した関税撤廃、小型パイナップル、牛肉、豚肉、それから鶏肉の関税割り当ての設定、ジュース類、野菜及び野菜調製品の問題なんかでも、現地の生産はないと言ってもいいけれども、しかし他国並みの譲許の品目設定とか、それから品目別の原産地規制の拡大などということが共通してあるというふうに思うんですけれども、この中には、八年から十六年かけて関税率を軽減するという品目もございます。

そこで伺いたいのは、今交渉中の日本とASEANのEPA、経済連携協定の問題においては、こうした農林畜産物と水産物で譲許する品目についてどのような考え方で協議を行っていくのか、今の時点でおっしゃれることがあったら伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ◆笹谷政府参考人

まだ現在交渉中でございますが、日本とASEANのEPA交渉に関しましては、これまで関税撤廃の方式を中心に議論してきたところでございます。五月四日の日・ASEAN経済閣僚会議におきまして、この方式につきまして原則的な合意がなされたところでございます。

この中で、お尋ねの我が国の農林水産品につきましては、可能なものは関税撤廃に依るものの、我が国の基幹作物ですとか地域の重要品目等につきましては関税撤廃の例外扱いをするという基本的な方針を念頭に置きまして、その仕組みとしましては、ASEANからの輸入、これは鉱工業品も含む割合でございますが、九〇%強について関税撤廃が行われる、それ以外につきましては、一部について関税削減を行うほかは関税撤廃や削減の対象外とする、こういう枠組みが確保されたところでございます。

したがって、今後、この枠組みに即しまして各品目に関する具体的な内容を固めていくことになるわけですが、その際におきましても、これまでのEPAの基本的な方針を念頭に、すなわち国内農林水産業への影響を十分踏まえまして、守るべきものはしっかり守るという方針のもとに政府一体となって取り組んでいく、そういう所存でまいります。

## ○笠井委員

最後になりますが、できれば大臣にということなんです、日本とASEAN諸国との多面的な協力関係というのは非常に重要だし、必要だということは言うまでもないと思うんです。他方で、今回のタイ、チリとのEPAの日本側の譲許内容というのを見ますと、これまでのEPAの日本側の譲許というのがベースになっている。そして、各国とのEPAがこういう形で続いていくということになっていけば、我が国でいうと、特に言われる農業分野を実質的に自由化するという方向に行き着くとともに、先ほども申し上げましたが、中小零細企業が主役の地域経済に与える影響は大きいというふうに思います。人の移動も、日本が一たん受け入れをすると、他国からの受け入れを断るのがなかなかこれまた交渉の中で難しいということが出てくる。

そこで、こういうことに対する国の対策、あるいは国民への説明なしにいわばどんどん芋づる式に受け入れあるいは譲許が進むというルールが敷かれていくということになると、それはそれで問題だというふうに思うんですが、国としての必要な対策とか国民への十分な説明がやはり大前提になるというふうに思うんですが、その点、大臣、いかがでしょうか。

## ◆麻生国務大臣

今笠井先生、これは物すごく大事なところだと思いますが、おっしゃるように、例えば農業を見ましても、農業人口というものはぐっと激減をしております。しかも、御存じのように、農業関係従事者の中には、その後継者がいる、いない農家というのを区別しますと、後継者がいる農家というのはさらに少ない。それから、平均年齢が夫婦そろって六十五歳以上の農家の比率が今——全部で残り四十万戸ぐらいしか、とにかく二百万戸と言われてはいますが、いわゆる後継者がいてきちんとそこそこというのはたしか四十万戸、農林省の方が詳しいと思いますが、そういったことになっていると記憶をしますので、長期的に言いますと、ほっておいたらだれがどうするんだということに多分なるんだと思います。

そこで、農林省、いろいろ頭の痛いところなんだと思いますが、中山間農地等々のものを、きちんと田んぼやら何やらのおかげで日本は治山とか治水とか保水とかいうのがやれてきた部分が、やる人がいないために、農地が荒れるイコール災害に弱いということになりかねませんので、そこらのところはある程度別の方法で考えないかぬとか、集団農園とかいろいろな話が今出てはいますが、そういったことをやっていく時間という意味の補助、そういったものを考えないかぬ。

傍ら、人の話ですけども、こっちは少子化がどんどん進みますと、高齢者がふえるということで少子が進むということは、これは簡単に言えば、わかりやすく言えば、孫がいなくなるということです。孫が激減していくわけです。そこが一番問題なので、おじいちゃん、おばあちゃんが四人で孫が一人という比率がどういうことを意味するかというのが一番問題なんだと思いますが、その高齢者の介護をする若い人の絶対量が不足してくるとなると、その分は何かの形で補うという必要性というのは将来必ず避けがたい、それが嫌なら子供を産んでくださいということになるんだと思います。

そこらのところのバランス感覚というのを政治としては常に考えておかないと、ある日突然にどうにもなりませんといってロボットが全部できるとはとても思えませんから、ある程度カバーしてもらってしてもそういうところを考えておいて、政治として常に対策を考えておくという配慮が必要なのではないかと御指摘なんだと思いますけれども、その点に関してはきちんとした長期的な配慮をしておかないと、目先、単年度決算みたいなことではとても対応できない話ではないか、私もそのように思います。

## ○笠井委員

終わります。